

2017年3月2日

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 浦野 道郎 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0033大阪府中央区石町一丁目1番1号  
天満橋千代田ビル2号館  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

## 再々要請書

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体の2016年11月25日付け「再要請書」に対し、2017年2月1日付けにて「再要請書に対する回答について」（以下貴機構回答書といえます）をいただきました。

当団体の要請に対して前向きにご検討いただきありがとうございます。

当団体において貴機構回答書及びご送付いただいた資料を検討した結果、下記のとおり、再度要請及びお問い合わせを致します。

なお、前回同様、本「要請」は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請です。

本要請に対する貴機構のご回答を、2017年3月31日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますよう、お願いいたします。貴機構の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既にご連絡いたしておりますとおり、本「要請」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「要請」の内容、及びそれに対する貴機構のご回答の有無とその内容等を、当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

# 記

## 1. 要請の趣旨

(1) 当団体の2016年11月25日付け「再要請書」(1)～(6)に対するご回答について、次の質問についてお答えください。

貴機構の2016年9月29日付回答の添付資料2、4、5、6は、各々いつ時点で改定されて、いつからどのような方法及び頻度で、契約者に配布されるのでしょうか。

(2) 文言や体裁など、どのような内容の記載の変更をご検討されているのかについて予めお教えください。

(3) 当団体の2016年11月25日付け「要請書」(7)については、上記の変更に時間を要するのであれば、簡易なチラシによる周知徹底について、再度、ご検討いただきますようお願いいたします。

(4) 「かんぽ生命」のウェブサイト<<http://www.jp-life.japanpost.jp/>>の右側のバナー「簡易生命保険へご加入のお客様へのお願い(下記画面コピー参照)」をクリックした次のページ([http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/frmcustomer/ctm\\_fctm\\_siharaitenken.html](http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/frmcustomer/ctm_fctm_siharaitenken.html))に今回の記載の変更内容と同じ内容を告知することもご検討いただきますようお願いいたします。



## 2. 要請の理由

貴機構から送付いただいた資料を検討した結果、当団体の要請に対して前向きにご検討いただいているものの実施の時期及び内容が明らかではなく、当団体の要請内容が実現する前に不本意にも権利を失う方が出てくるおそれがあります。

そのため、ご変更の時期及び内容についてお知らせ頂くよう要請するとともに、変更に時間を要するのであれば、簡便な契約者への告知を求めます。

またホームページの記載内容につきましては、より周知の効果が高いものと考え、要請するものです。

なお、簡易生命保険加入者の専用ページ（前ページ画面コピーの四角く囲った先のページ）における「よくあるご質問」と、かんぽ生命トップページの「よくあるご質問」とが全く同じページが表示され、URLも同じです（[http://www.jp-life.japanpost.jp/faq/faq\\_index.html](http://www.jp-life.japanpost.jp/faq/faq_index.html)）。かんぽ生命との区別がなく分かりにくい上、受取人の指定のQ&Aがありませんので、今回の記載の変更内容と同じ内容の告知を要請するものです。

以上